

放課後等デイサービス サンフラワー 虐待防止委員会

(委員会の目的)

第一条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適性な支援がされ、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする

(委員会委員の選出)

第二条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、管理者とする。
- 2) 委員には、児童発達支援管理責任者を加える。
- 3) 委員には、保育士を加える。
- 4) 委員には、児童指導員を加える。
- 5) 委員には、必要がある場合に、第三者委員を加えることができる。
- 6) 委員には、利用者の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第三条 委員会の開催は、次のとおりとする。

- 1) 年最低2回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第四条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範となるよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 虐待を早期に発見するポイントに従い、「虐待チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
- 5) 虐待防止に関わる研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 事故等の問題が虐待に繋がるような場合には、虐待防止員会にて対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、既定の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境作りを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より、社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず、障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格(アイデンティティ)の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日ごろより利用者の支援の場に虐待及び虐待に繋がるような支援が行われていないかを観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虜である事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員)

(放課後等デイサービスサンフラワー虐待防止委員会)

委員長 山花 剛 (管理者)
委員 勝木恵子 (児童発達支援管理責任者)
委員 梅田靖子 (児童指導員)
委員 織田尚実 (保育士)